

横 浜 市
新横浜駅周辺地区道路特定事業計画

平成18年9月

横浜市道路局

横 浜 市
新横浜駅周辺地区道路特定事業計画

【目 次】

1. はじめに	1
2. 交通バリアフリー法の仕組み	1
3. 重点整備地区とバリアフリー化を図る経路	2
4. 道路特定事業計画とは	3
5. 整備方針	3
6. 整備計画	5
(1) 個別経路の事業計画	
(2) 道路特定事業計画の対象経路	
(3) その他の取組み内容	
7. 道路特定事業計画の推進にあたって	20

1. はじめに

平成12年11月に「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律(通称：交通バリアフリー法)」が施行されました。

これを受け横浜市では、都心・副都心の主要駅周辺地区で基本構想の策定を進めています。そこで「新横浜都心」に位置づけられている、新横浜周辺地区を対象とした「新横浜駅周辺地区交通バリアフリー基本構想」を平成18年8月に策定しました。

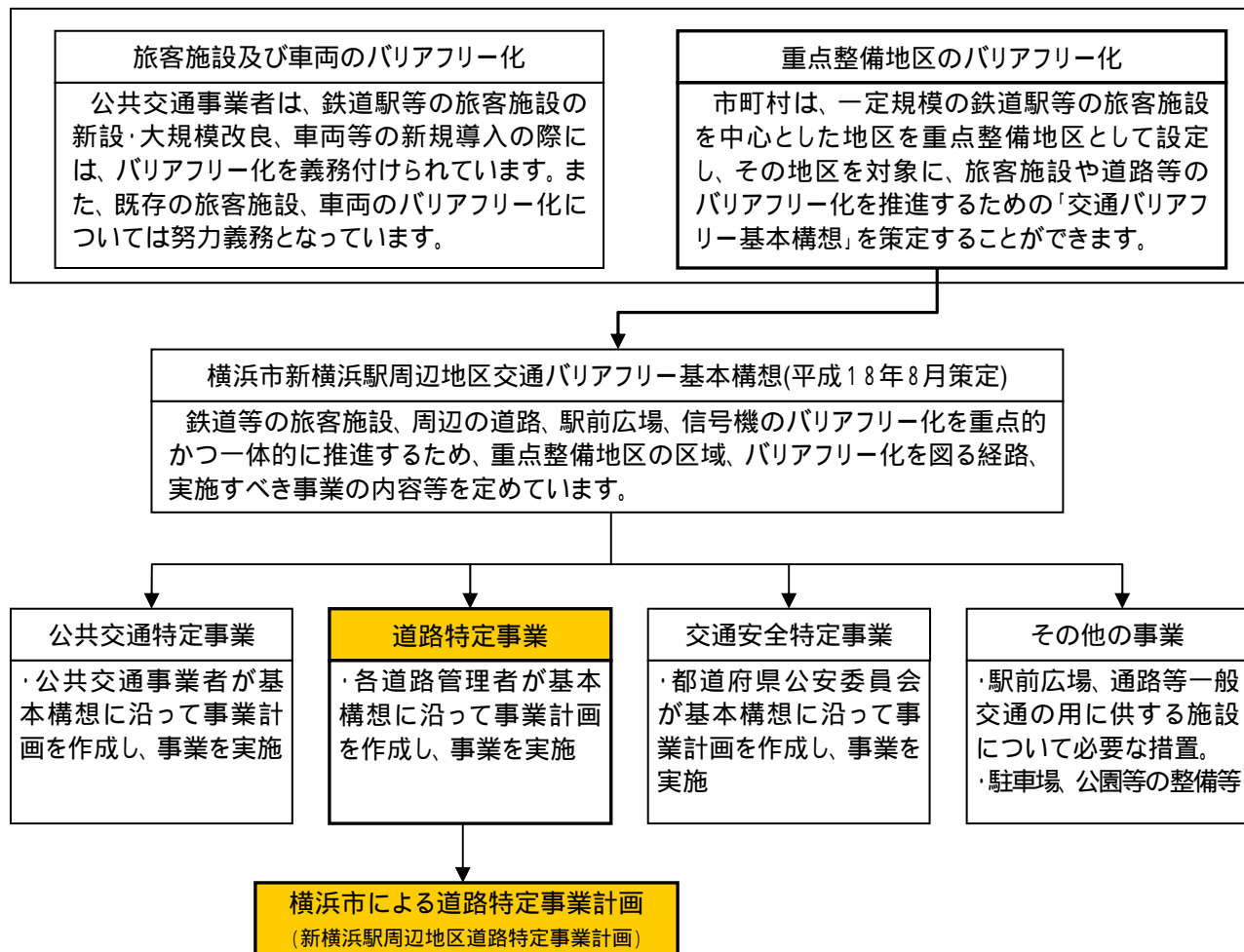
道路局では、この基本構想の実現に向け、事業の内容や実施予定期間を定めた「道路特定事業計画」を策定しました。今後、この計画に基づき事業を実施していきます。

2. 交通バリアフリー法の仕組み

交通バリアフリー法は、高齢者や身体障害者等の公共交通機関を利用した移動に係わる身体の負担を軽減し、その移動の利便性および安全性の向上を図るため「旅客施設及び車両のバリアフリー化」と「重点整備地区のバリアフリー化」の2つの大きな柱によりバリアフリーを推進するものです。

その1つの柱である「重点整備地区のバリアフリー化」を推進するために、学識経験者、高齢者・障害者等の市民の方々、関係する事業者及び行政機関などから構成される地区ごとの部会で検討を重ねて、「交通バリアフリー基本構想」が策定されました。

この基本構想に沿って策定した「道路特定事業計画」に基づき、平成22年までに事業を実施していきます。



3. 重点整備地区とバリアフリー化を図る経路

平成18年8月に策定された「横浜市新横浜駅周辺地区交通バリアフリー基本構想」において、「特定経路」と「準特定経路」が定められています。

■ 特定経路

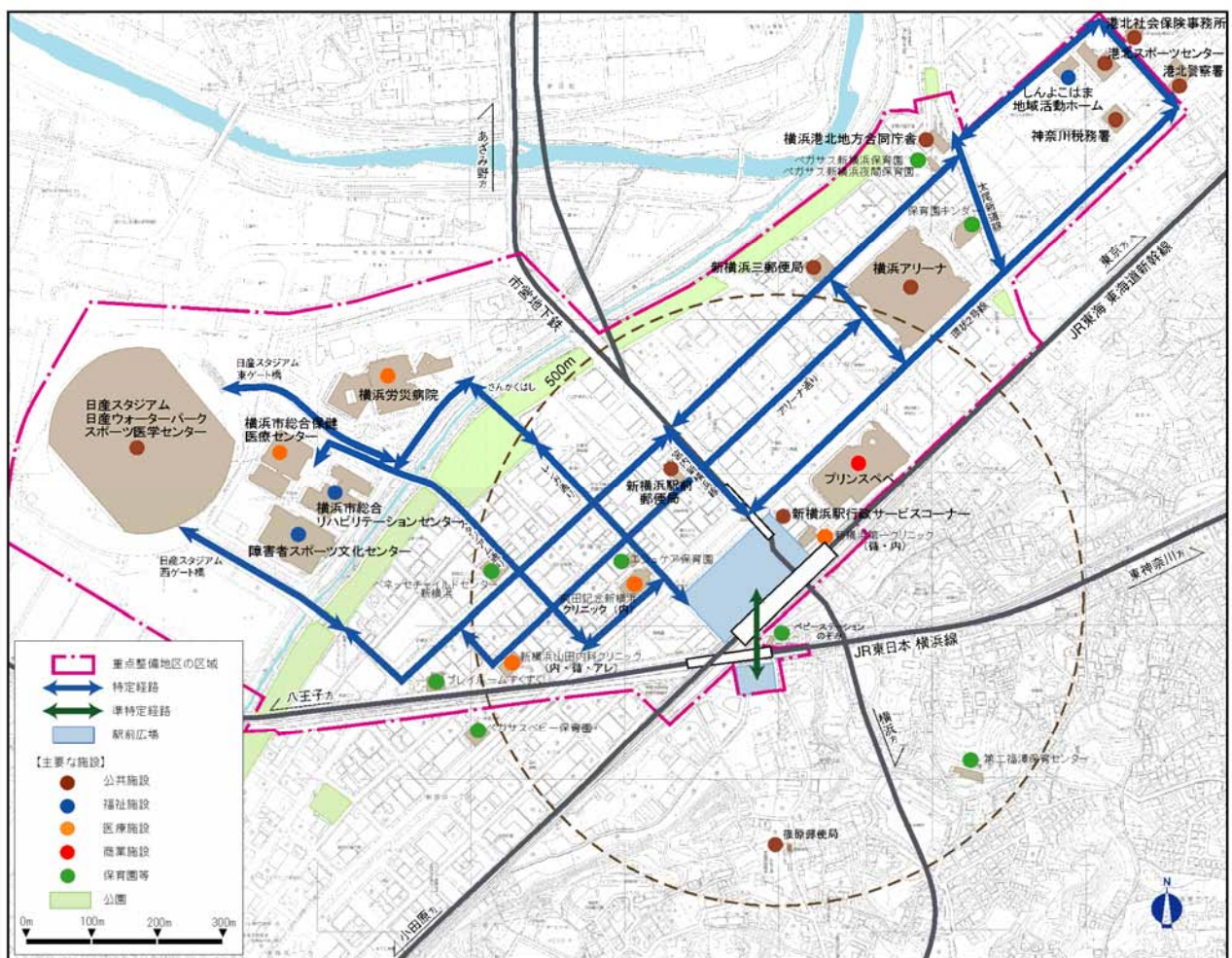


- ・原則として、平成22年までに「交通バリアフリー法」に基づく基準等に沿った整備を実施する経路
- ・現段階において、「横浜市福祉のまちづくり条例」の整備基準に基づく整備がなされており、高齢者、障害者等の円滑な移動に特に支障のない経路

■ 準特定経路



- ・基本構想等の検討で確認された課題について、今後、補修の機会等を捉えて、バリアフリー化に向けた整備に取り組む経路



4．道路特定事業計画とは

交通バリアフリー法は、高齢者や身体障害者等の公共交通機関を利用した移動に係わる身体の負担を軽減し、その移動の利便性及び安全性の向上を図るため「旅客施設及び車両のバリアフリー化」と「重点整備地区のバリアフリー化」の2つの大きな柱によりバリアフリーを推進するものです。

「道路特定事業計画」とは、基本構想で定められた重点整備地区内において、道路管理者が基本構想に沿って以下の事項を定めるものです。

道路特定事業を実施する「道路の区間」
区間ごとに実施すべき道路特定事業の「内容及び実施予定期間」
その他の道路特定事業の実施に際し「配慮すべき重要事項」

*重点整備地区：利用者が相当数である鉄道駅などの旅客施設を中心としたおおむね500mの範囲(徒歩圏)に公共施設、福祉施設などの主要な施設が立地している地区で、重点的・一体的にバリアフリー化を実施していく区域

5．整備方針

(1)目標年次

「特定経路」については、平成22年までに整備を実施します。

(経路の種別については「3．重点整備地区とバリアフリー化を図る経路」を参照)

(2)整備レベルの設定

平成22年までに重点的・一体的にバリアフリー化を図るため、地域特性や周辺沿道状況を考慮して、部分的な改修等によりバリアフリー化に向けた整備を実施します。

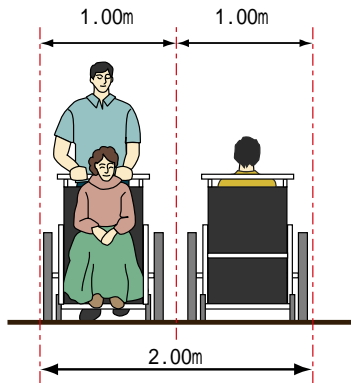
なお、効果的な整備を実施するために、他事業者との連携や整合を図るとともに、歩行空間の連続性に配慮して整備レベルを決定しています。

(3) 道路の移動円滑化整備ガイドラインの主な整備基準

「道路の移動円滑化整備ガイドライン」及び「よこはまの道 バリアフリー整備ガイドライン（横浜市）」を基本とした整備を実施します。

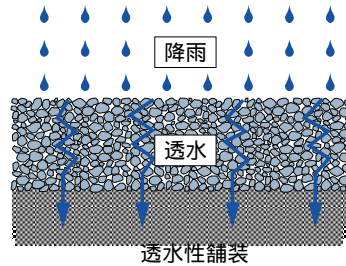
歩道有効幅員

- 歩道の有効幅員は2 m以上確保する。



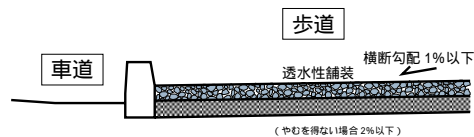
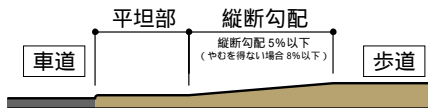
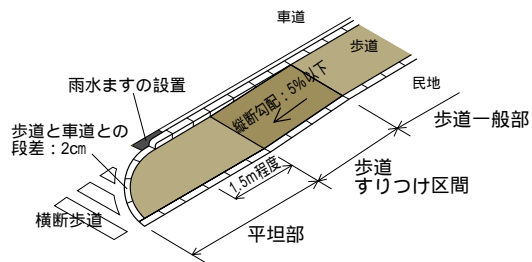
舗装材

- 歩道等の舗装は、平坦で滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとする。
- 歩道等の舗装は、雨水を地下に円滑に浸透させることができる構造とする。（透水性舗装等）



歩道構造

- 横断歩道に接続する歩道の段差は2 cmとする。
- 横断歩道の接続部においては平坦部を設ける。
- 歩道の縦断勾配を5%以下とする。
- 歩道の横断勾配を1%以下とする。



視覚障害者誘導用ブロック

- 視覚障害者誘導用ブロックの色は、原則的に黄色とする。（周囲の路面に対して容易にブロック部分が識別できるように舗装材の色について配慮する。）
- 交差点、横断歩道、立体横断施設の昇降口、指定施設の出入口等に面する歩道、バス停、タクシー乗降場、障害物の回避などに設置する。
- 区役所、図書館、市が設置する全市一館施設その他これに準ずる広域的な利用の総合病院等から、最寄の駅、バス停への経路には視覚障害者誘導用ブロックを連続的に敷設する。

視覚障害者誘導用ブロックの設置例



6. 整備計画

重点的・一体的にバリアフリー化を図るため、事業を実施する経路について、次のとおり計画を示します。

なお、より実効性のある計画にするため、他事業者との調整や予算等により計画の見直しを実施することがあります。

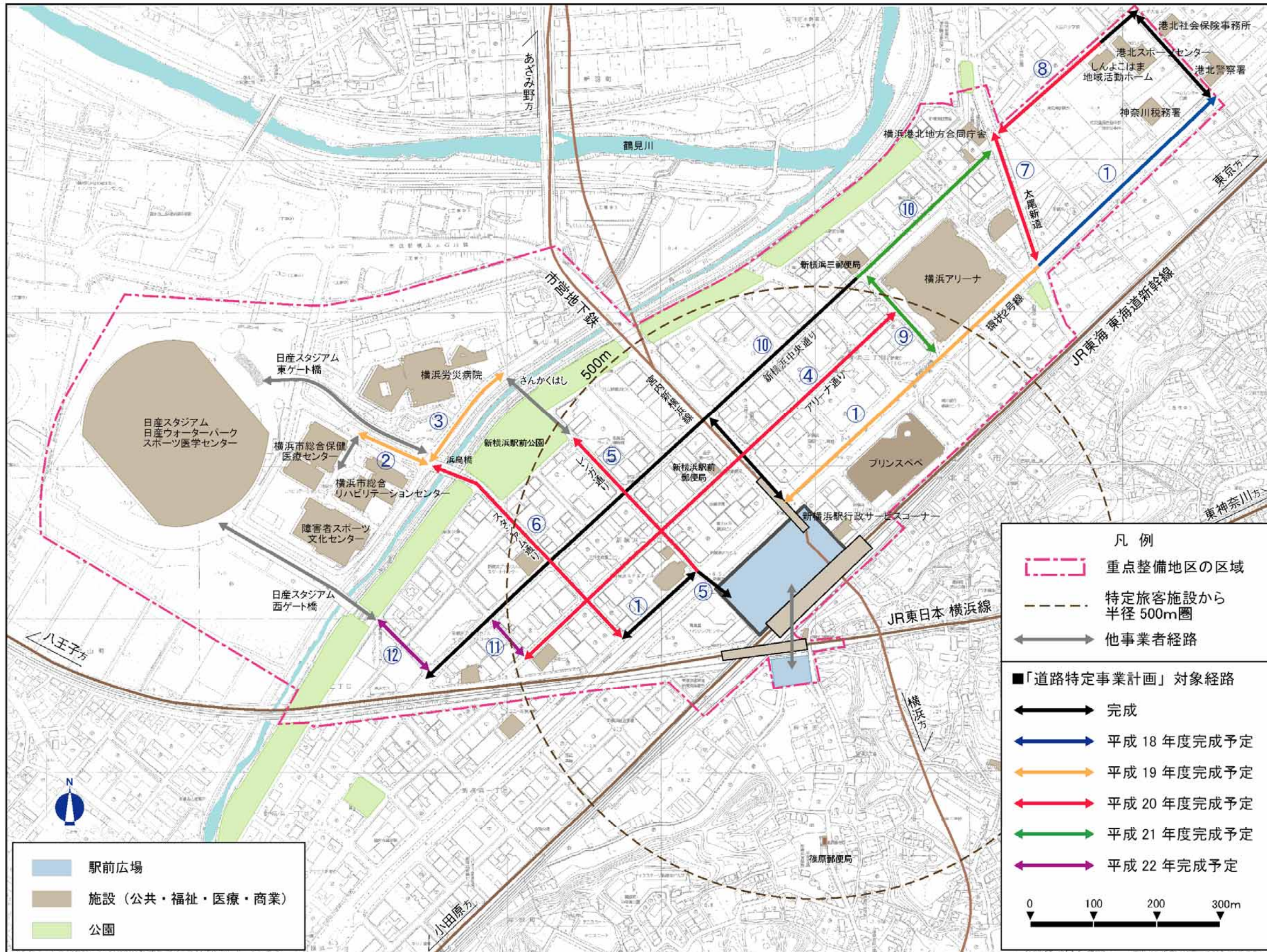
(1) 個別経路の事業計画

事業路線・箇所				事業内容と事業量														事業実施予定期間							
経路名	事業区間	道路延長(m)		経路種別		歩行空間の確保		道路構造の改修					視覚障害者誘導用ブロックの敷設・改修				その他								
				特定 経路	準 特定 経路	歩道 の新設	歩道 の 拡幅	全面 改修	歩道の部分改修					経路誘導の連続敷設		交差点部等の部分敷設							案内標識 の設置	車止め の改修	
									段差・すり つけ勾配 の改修	横断勾配 の改修	縦断勾配 の改修	舗装材の 改修	排水施設 の改修	新設	改修	新設	改修								箇所
m	m	m	箇所	箇所	箇所	m ²	箇所	箇所	箇所	箇所	m	m	箇所	箇所	箇所	箇所	H18	H19	H20	H21	H22				
環状2号線	-1神奈川税務署前～太尾新道	1,140	390												365		7	2	7						
	-2太尾新道～宮内新横浜線		580												510	2	10	1	7						
	-3レンガ通り～スタジアム通り		170	整備済み																					整備済み
市総合保健医療センター前	浜鳥橋～市総合保健医療センター		170											80											
横浜労災病院前	浜鳥橋～さんかく橋		200																						
アリーナ通り	横浜アリーナ～西ゲート橋前-1		890																						
レンガ通り	新横浜駅前広場～新横浜駅前公園		350	50m 整備済み																					
スタジアム通り	環状2号線～浜鳥橋		350																						
太尾新道	環状2号線～横浜港北地方合同庁舎		250																						
しんよこはま地域活動ホーム前	太尾新道～港北スポーツセンター		300	50m 整備済み											210										
横浜アリーナ前	環状2号線～新横浜中央通り		180												75										
新横浜中央通り	太尾新道～西ゲート橋前-2		1,240	950m 整備済み																					
西ゲート橋前-1	アリーナ通り～新横浜中央通り		80																						
西ゲート橋前-2	新横浜中央通り～新横浜駅前公園		120																						
宮内新横浜線	環状2号線～アリーナ通り		170	整備済み																					整備済み
社会保険事務所前	環状2号線～港北スポーツセンター		180	整備済み																					整備済み
～ 整備対象経路 合計			4,050	m																					
整備済み経路 合計			1,570	m			0	0	540	60	2	1	0	0	995	1,125	2	86	4	62					
総合計			5,620	m			m	m	m	箇所	箇所	箇所	m ²	箇所	m	m	箇所	箇所	箇所	箇所					

その他基本構想による経路

・他事業者経路 :さんかく橋、日産スタジアム東ゲート橋、日産スタジアム西ゲート橋、新横浜駅周辺連絡強化

(2) 道路特定事業計画の対象経路



道路特定事業計画書【特定経路】

経路名 -1 環状2号線 (市道環状2号線第1307号線)
 事業区間 神奈川税務署前～太尾新道
 道路延長 390m
 事業予定年度 平成18年度

【整備方針】

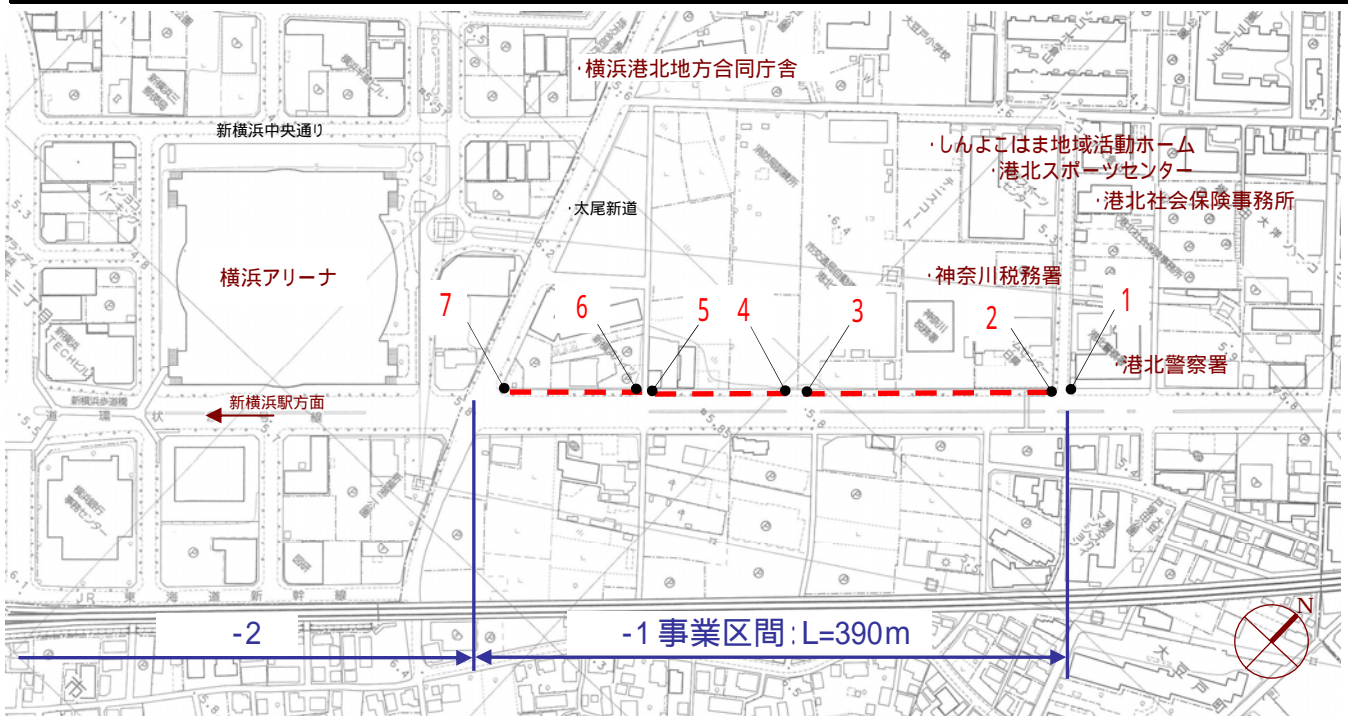
歩道幅員が広くおおむね平坦で歩きやすい経路である。
 そこで、電線共同溝の整備にあわせ「舗装材」の改修や「視覚障害者誘導用ブロック」の適切な敷設・改修などの全面改修を実施する。

【事業内容】

整備項目		事業量	箇所番号	備考
歩行空間の確保				
歩道の新設	m	-		
歩道の拡幅	m	-		
道路構造の改修				
全面改修	m	390	全線	
歩道の部分改修	段差・すりつけ勾配の改修	箇所	-	
	横断勾配の改修	箇所	-	
	縦断勾配の改修	箇所	-	
	舗装材の改修	m ²	-	
	排水施設の改修	箇所	-	
視覚障害者誘導用ブロックの敷設・改修				
経路誘導の連続敷設	新設	m	-	
	改修	m	365	図示
交差点等の部分敷設	新設	箇所	-	
	改修	箇所	7	1～7
その他				
案内標識の設置	箇所	2	2,7	
車止めの改修	箇所	7	1～7	

【事業実施に際して配慮すべき重要事項】

電線共同溝整備と調整を図り実施



1 : 整備箇所
 - - - : 経路誘導の連続設置(新設)

道路特定事業計画書【特定経路】

経路名 -2 環状2号線(市道環状2号線第1307号線)
 事業区間 太尾新道~宮内新横浜線
 道路延長 580m
 事業予定年度 平成19年度

【整備方針】

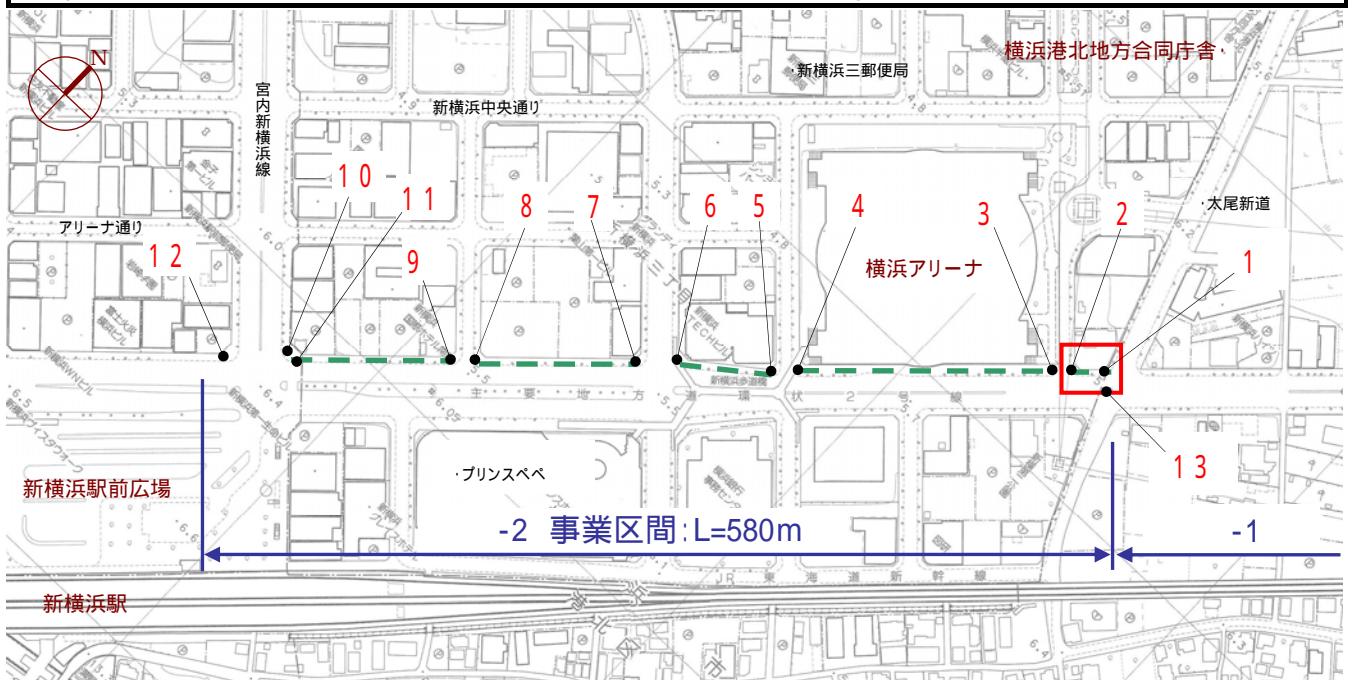
歩道幅員が広くおおむね平坦で歩きやすい経路である。
 そこで、「段差・すりつけ勾配」の改修や「視覚障害者誘導用ブロック」の適切な敷設・改修を実施する。

【事業内容】

整備項目		事業量	箇所番号	備考
歩行空間の確保				
歩道の新設	m	-		
歩道の拡幅	m	-		
道路構造の改修				
全面改修	m	40	13	
歩道の部分改修	段差・すりつけ勾配の改修	箇所	5	3~7
	横断勾配の改修	箇所	-	
	縦断勾配の改修	箇所	-	
	舗装材の改修	m ²	-	
	排水施設の改修	箇所	-	
視覚障害者誘導用ブロックの敷設・改修				
経路誘導の連続敷設	新設	m	-	
	改修	m	510	図示
交差点等の部分敷設	新設	箇所	2	11,12
	改修	箇所	10	1~10
その他				
案内標識の設置	箇所	1	1	
車止めの改修	箇所	7	1~7	

【事業実施に際して配慮すべき重要事項】

新横浜北口周辺地区総合再整備事業と調整を図り実施
 (ペDESTリアンデッキ周辺の視覚障害者誘導用ブロックの敷設等)



1 : 整備箇所
 - - - : 経路誘導の連続設置(改修)

道路特定事業計画書【特定経路】

経路名 市総合保健医療センター前 (市道小机第70号線)
 事業区間 浜鳥橋～市総合保健医療センター
 道路延長 170m
 事業予定年度 平成19年度

【整備方針】

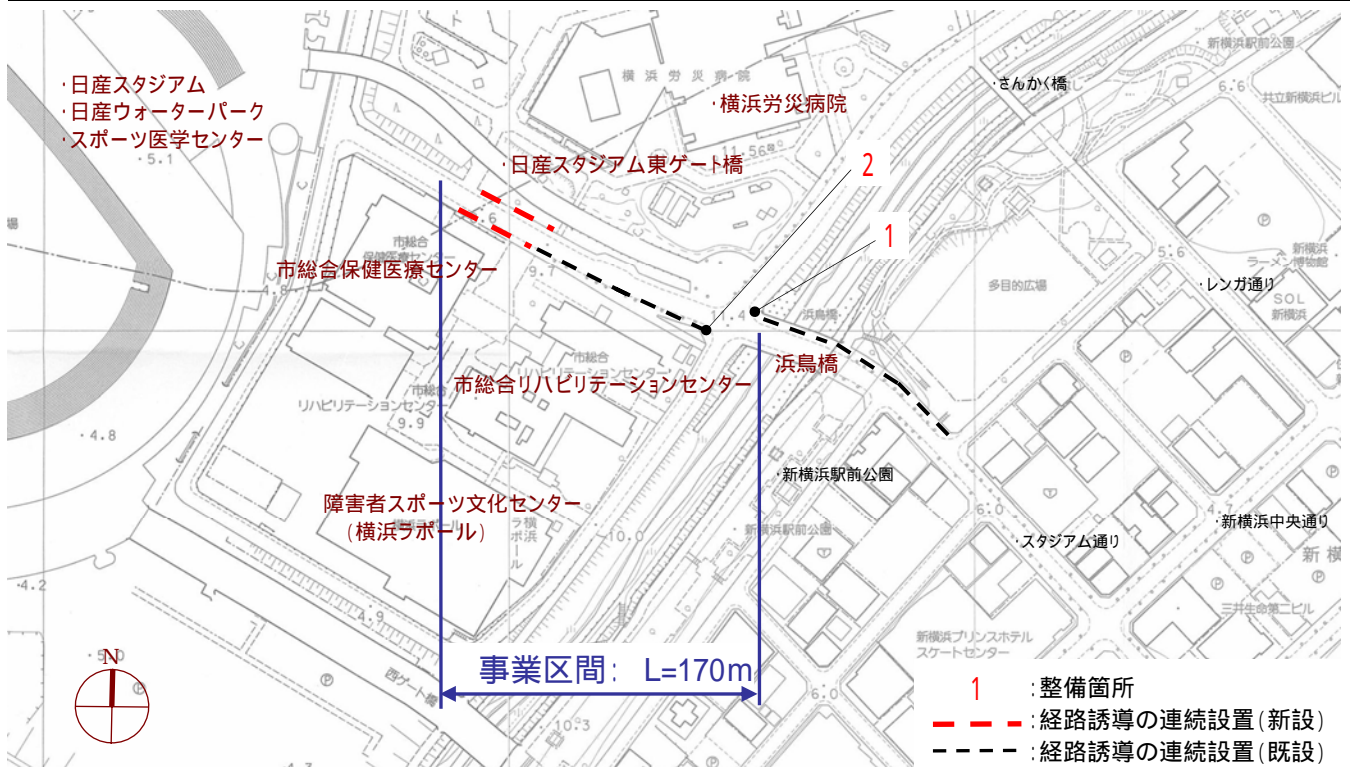
市総合保健医療センター、市総合リハビリテーションセンター方面へ至る経路で、有効幅員が確保されおおむね平坦で歩きやすい歩道である。
 そこで、「段差・すりつけ勾配」の改修や「視覚障害者誘導用ブロック」の適切な敷設・改修を実施する。

【事業内容】

整備項目		事業量	箇所番号	備考
歩行空間の確保				
歩道の新設	m	-		
歩道の拡幅	m	-		
道路構造の改修				
全面改修	m	-		
歩道の部分改修	段差・すりつけ勾配の改修	箇所	2	1,2
	横断勾配の改修	箇所	-	
	縦断勾配の改修	箇所	-	
	舗装材の改修	m ²	-	
	排水施設の改修	箇所	-	
視覚障害者誘導用ブロックの敷設・改修				
経路誘導の連続敷設	新設	m	80	図示
	改修	m	-	
交差点等の部分敷設	新設	箇所	-	
	改修	箇所	2	1,2
その他				
案内標識の設置	箇所	-		
車止めの改修	箇所	-		

【事業実施に際して配慮すべき重要事項】

市総合保健医療センター、市総合リハビリテーションセンターの協力が必要
 (敷地内の視覚障害者誘導用ブロックの改修)



道路特定事業計画書【特定経路】

経路名 横浜労災病院前 (市道小机第70号線)
 事業区間 浜鳥橋～さんかく橋
 道路延長 200m
 事業予定年度 平成19年度

【整備方針】

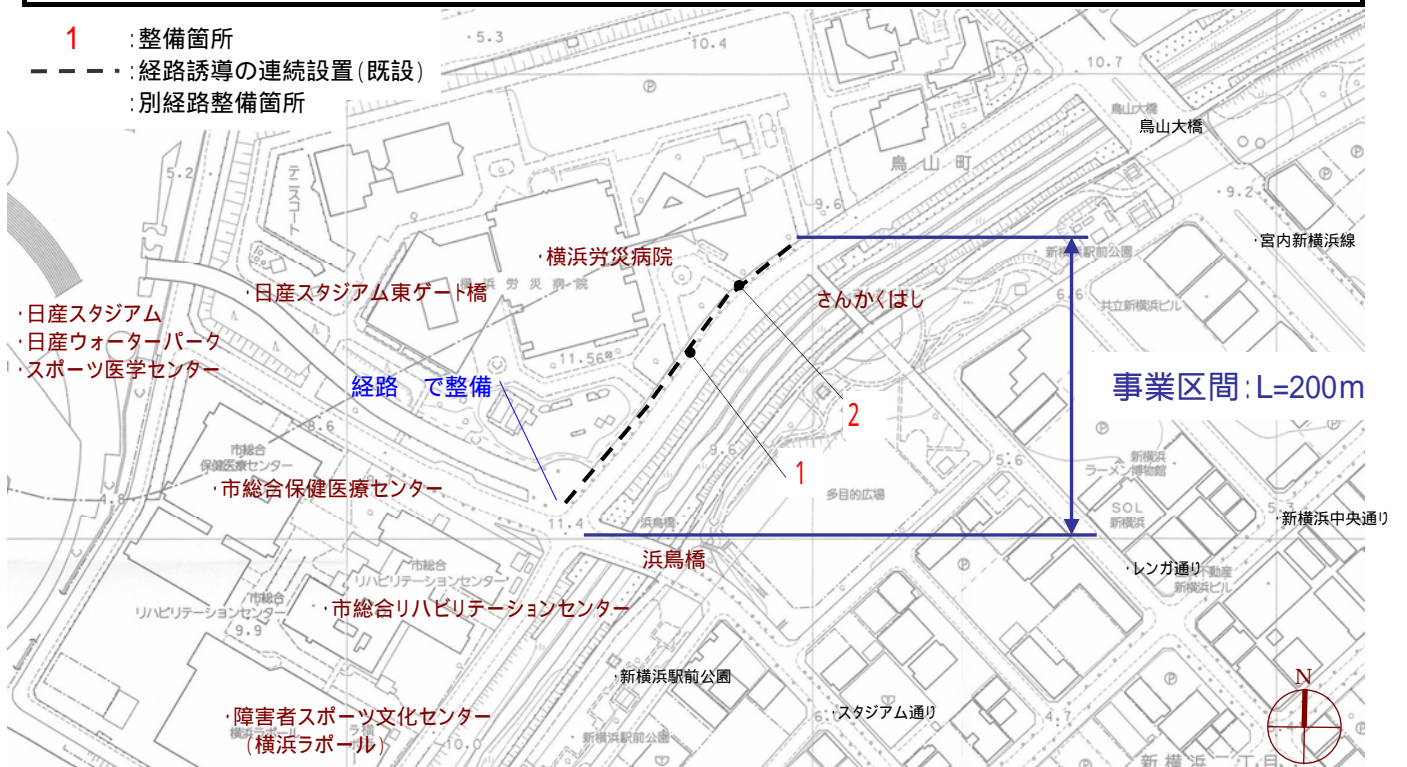
有効幅員が確保されおおむね平坦で歩きやすい経路である。
 そこで、横浜労災病院の車両乗入れ部の「横断勾配」の改修を実施する。

【事業内容】

整備項目		事業量	箇所番号	備考
歩行空間の確保				
歩道の新設	m	-		
歩道の拡幅	m	-		
道路構造の改修				
全面改修	m	-		
歩道の部分改修	段差・すりつけ勾配の改修	箇所		
	横断勾配の改修	箇所	2	1,2
	縦断勾配の改修	箇所	-	
	舗装材の改修	m ²	-	
	排水施設の改修	箇所	-	
視覚障害者誘導用ブロックの敷設・改修				
経路誘導の連続敷設	新設	m	-	
	改修	m	-	
交差点等の部分敷設	新設	箇所	-	
	改修	箇所	-	
その他				
案内標識の設置	箇所	-		
車止めの改修	箇所	-		

【事業実施に際して配慮すべき重要事項】

横浜労災病院の協力が必要(敷地内の視覚障害者誘導用ブロックの改修)



道路特定事業計画書【特定経路】

経路名 アリーナ通り (市道菊名第66号線 他)
 事業区間 横浜アリーナ～西ゲート橋前-1
 道路延長 890m
 事業予定年度 平成18年度～20年度

【整備方針】

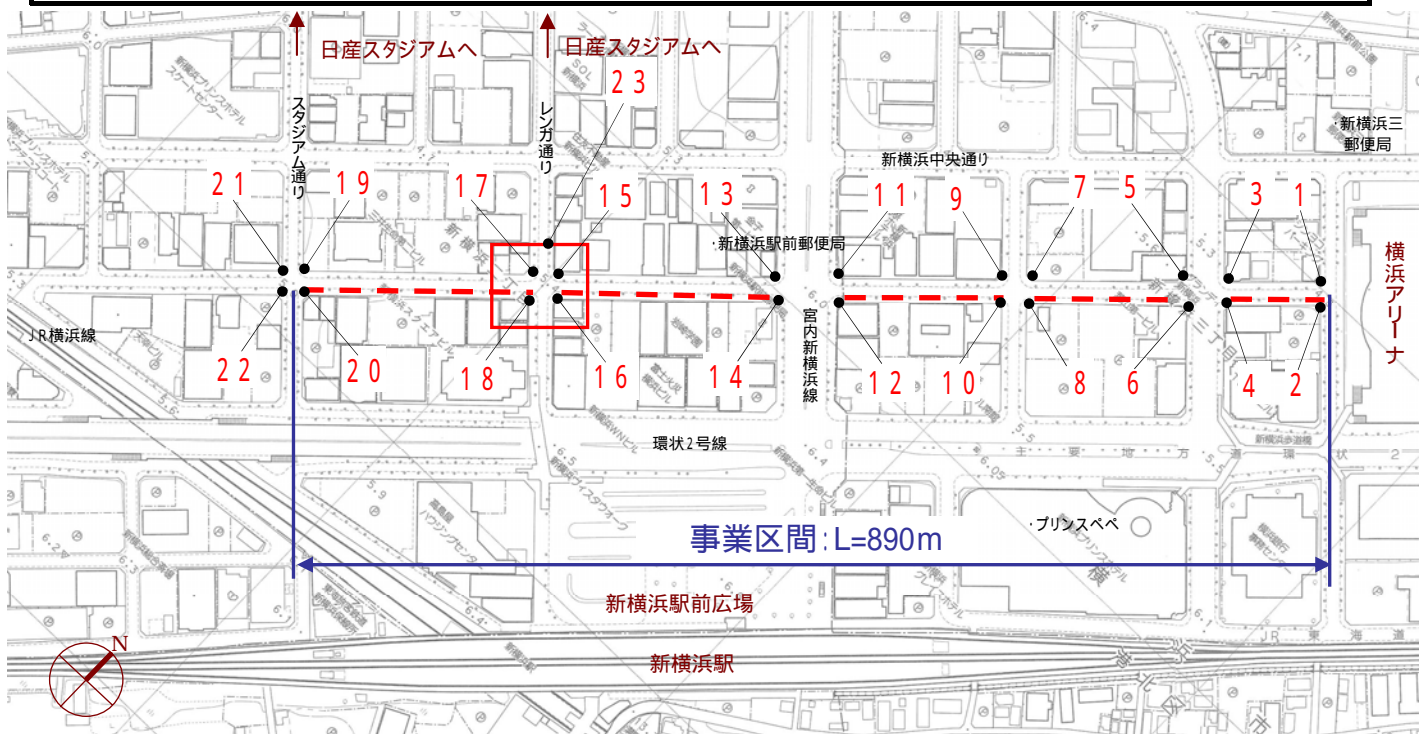
宮内新横浜線を経由して横浜アリーナ方面や日産スタジアム方面へ至る経路で、幅員が広くおおむね平坦で歩きやすい歩道である。
 そこで、「段差・すりつけ勾配」や「縦断勾配」の改修及び「視覚障害者誘導用ブロック」の適切な敷設・改修を実施する。

【事業内容】

整備項目		事業量	箇所番号	備考	
歩行空間の確保		-			
歩道の新設	m	-			
歩道の拡幅	m	-			
道路構造の改修					
全面改修	m	-			
歩道の部分改修	段差・すりつけ勾配の改修	箇所	22	1～22	
	横断勾配の改修	箇所	-		
	縦断勾配の改修	箇所	1	23	車道嵩上げ
	舗装材の改修	m ²	-		
	排水施設の改修	箇所	-		
視覚障害者誘導用ブロックの敷設・改修					
経路誘導の連続敷設	新設	m	630	図示	
	改修	m	-		
交差点等の部分敷設	新設	箇所	-		
	改修	箇所	22	1～22	
その他					
案内標識の設置	箇所	-			
車止めの改修	箇所	22	1～22		

【事業実施に際して配慮すべき重要事項】

レンガ通りの整備と調整を図り実施



1 : 整備箇所
 - - - : 経路誘導の連続設置(新設)

道路特定事業計画書【特定経路】

経路名 レンガ通り (市道菊名第63号線 他)
 事業区間 新横浜駅前広場～新横浜駅前公園
 道路延長 350m
 事業予定年度 平成19年度～20年度

【整備方針】

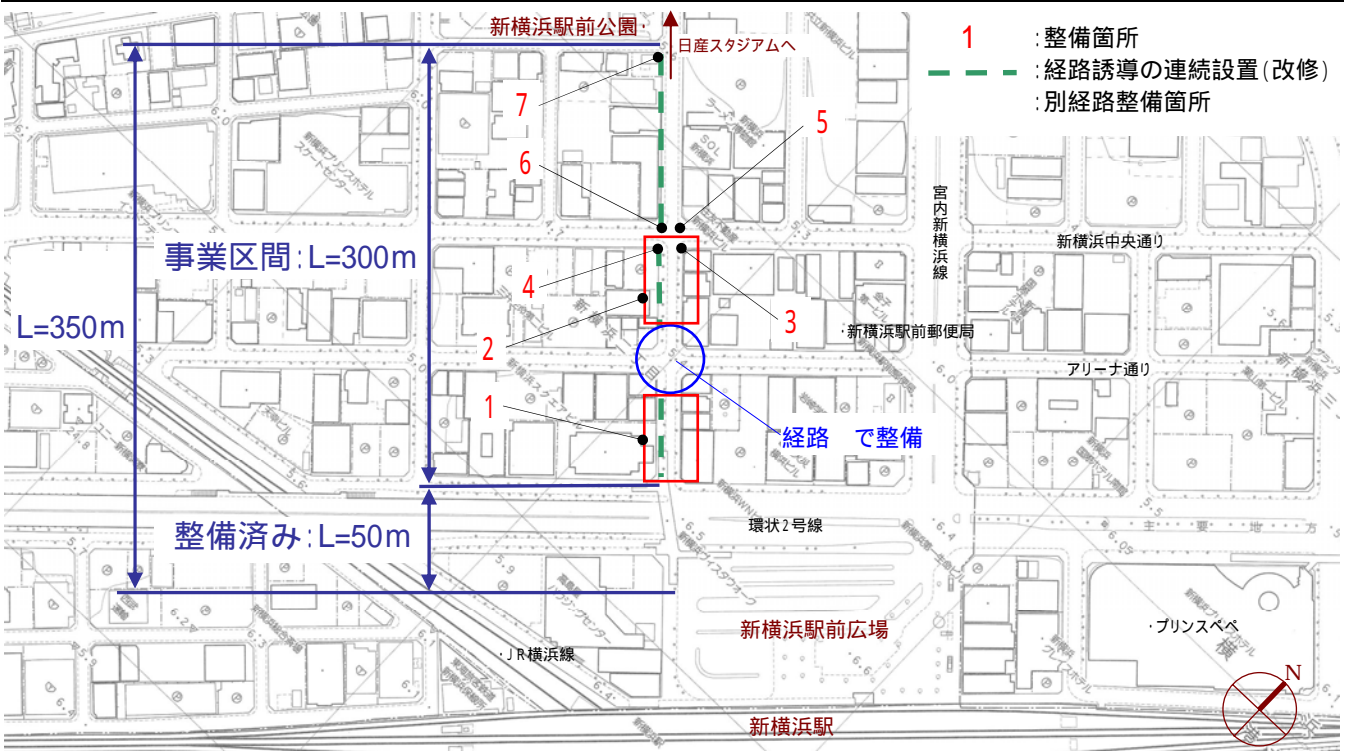
日産スタジアム方面へ至る経路で、幅員が広くおおむね平坦で、「視覚障害者誘導用ブロック」が連続敷設された歩道であるが、民地との段差・すりつけ勾配が急である。
 そこで、環状2号線から新横浜中央通りまでの経路については、「段差・すりつけ勾配」や「縦断勾配」の改修などの全面改修を実施する。

【事業内容】

整備項目		事業量	箇所番号	備考
歩行空間の確保				
歩道の新設	m	-		
歩道の拡幅	m	-		
道路構造の改修				
全面改修	m	110	1,2	車道嵩上げ
歩道の部分改修	段差・すりつけ勾配の改修	箇所	-	
	横断勾配の改修	箇所	-	
	縦断勾配の改修	箇所	-	
	舗装材の改修	m ²	-	
排水施設の改修	箇所	-		
視覚障害者誘導用ブロックの敷設・改修				
経路誘導の連続敷設	新設	m	-	
	改修	m	250	図示
交差点等の部分敷設	新設	箇所	-	
	改修	箇所	5	3～7
その他				
案内標識の設置	箇所	-		
車止めの改修	箇所	4	3～6	

【事業実施に際して配慮すべき重要事項】

アリーナ通りの整備と調整を図り実施



道路特定事業計画書【特定経路】

経路名 スタジアム通り (市道菊名第137号線 他)
 事業区間 環状2号線～浜鳥橋
 道路延長 350m
 事業予定年度 平成20年度

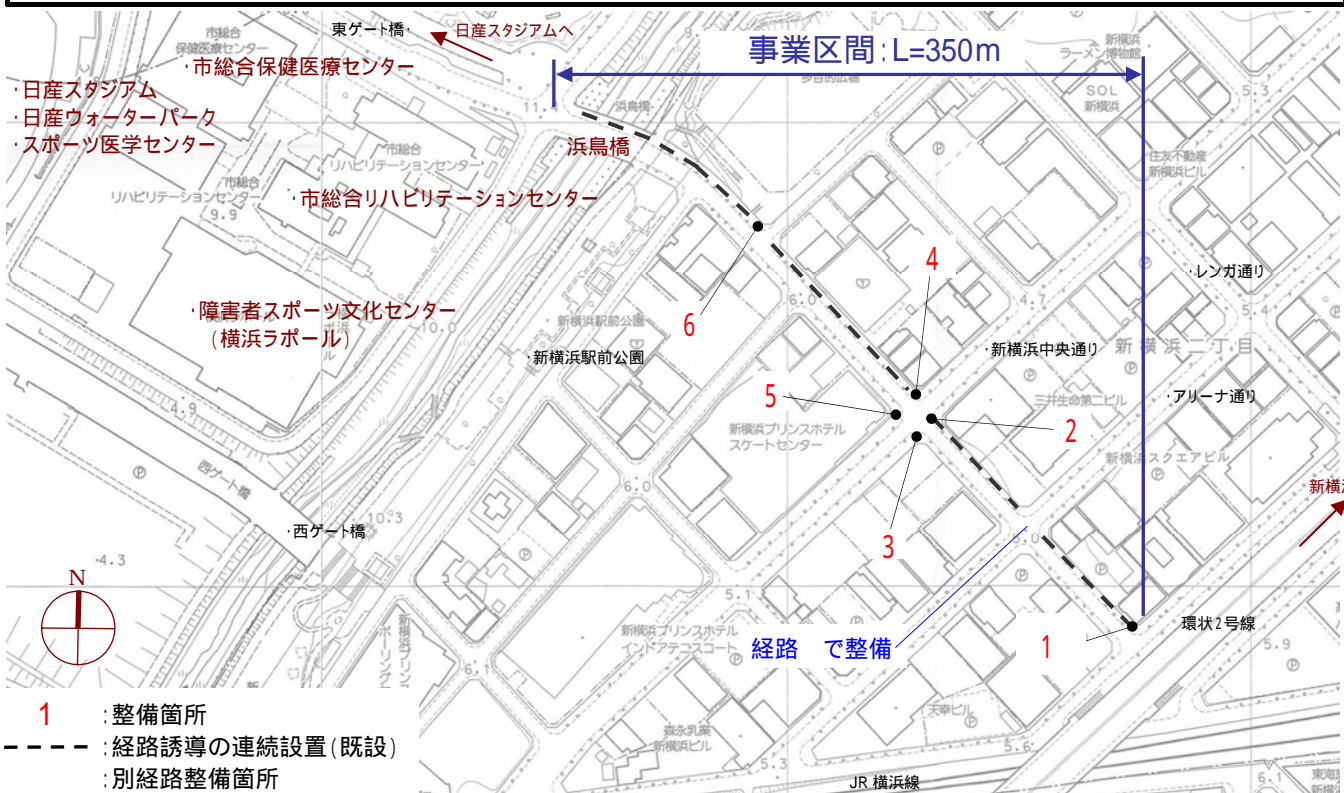
【整備方針】

日産スタジアム方面へ至る経路で、有効幅員が確保されおおむね平坦で、「視覚障害者誘導用ブロック」が連続敷設された歩道である。
 そこで、「段差・すりつけ勾配」の改修や「視覚障害者誘導用ブロック」の適切な敷設・改修を実施する。

【事業内容】

整備項目		事業量	箇所番号	備考
歩行空間の確保				
歩道の新設	m	-		
歩道の拡幅	m	-		
道路構造の改修				
全面改修	m	-		
歩道の部分改修	段差・すりつけ勾配の改修	箇所	4	2～5
	横断勾配の改修	箇所	-	
	縦断勾配の改修	箇所	-	
	舗装材の改修	m ²	-	
	排水施設の改修	箇所	-	
視覚障害者誘導用ブロックの敷設・改修				
経路誘導の連続敷設	新設	m	-	
	改修	m	-	
交差点等の部分敷設	新設	箇所	-	
	改修	箇所	5	1～5
その他				
案内標識の設置	箇所	-		
車止めの改修	箇所	5	2～6	

【事業実施に際して配慮すべき重要事項】



道路特定事業計画書【特定経路】

経路名 太尾新道
 事業区間 環状2号線～横浜港北地方合同庁舎
 道路延長 250m
 事業予定年度 平成20年度

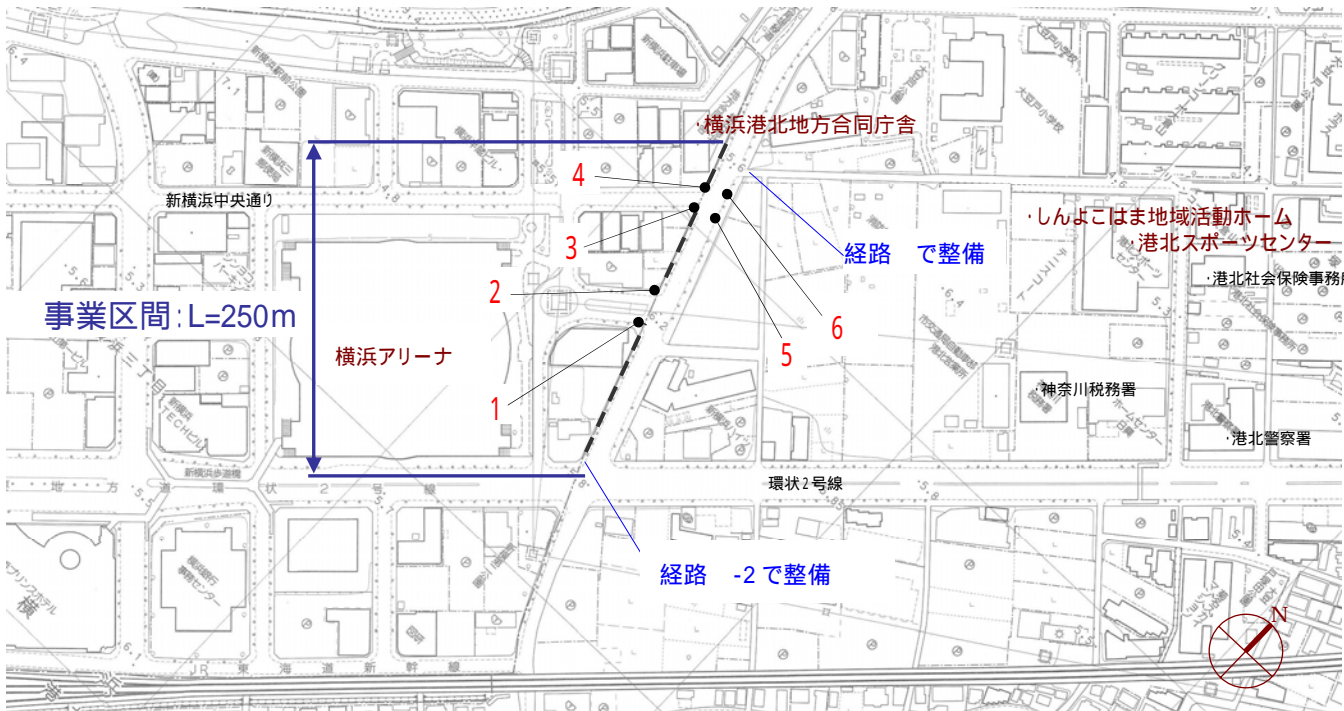
【整備方針】

横浜港北地方合同庁舎方面へ至る経路で、有効幅員が確保されおおむね平坦で歩きやすい歩道である。そこで、「視覚障害者誘導用ブロック」の適切な敷設・改修を実施する。

【事業内容】

整備項目		事業量	箇所番号	備考
歩行空間の確保				
歩道の新設	m	-		
歩道の拡幅	m	-		
道路構造の改修				
全面改修	m	-		
歩道の部分改修	段差・すりつけ勾配の改修	箇所	-	
	横断勾配の改修	箇所	-	
	縦断勾配の改修	箇所	-	
	舗装材の改修	m ²	-	
	排水施設の改修	箇所	-	
視覚障害者誘導用ブロックの敷設・改修				
経路誘導の連続敷設	新設	m	-	
	改修	m	-	
交差点等の部分敷設	新設	箇所	-	
	改修	箇所	6	1～6
その他				
案内標識の設置	箇所	-		
車止めの改修	箇所	-		

【事業実施に際して配慮すべき重要事項】



- 1 : 整備箇所
- : 経路誘導の連続設置(既設)
- : 別経路整備箇所

道路特定事業計画書【特定経路】

経路名 しんよこはま地域活動ホーム前 (市道大倉山第229号線)
 事業区間 太尾新道～港北スポーツセンター
 道路延長 300m
 事業予定年度 平成20年度

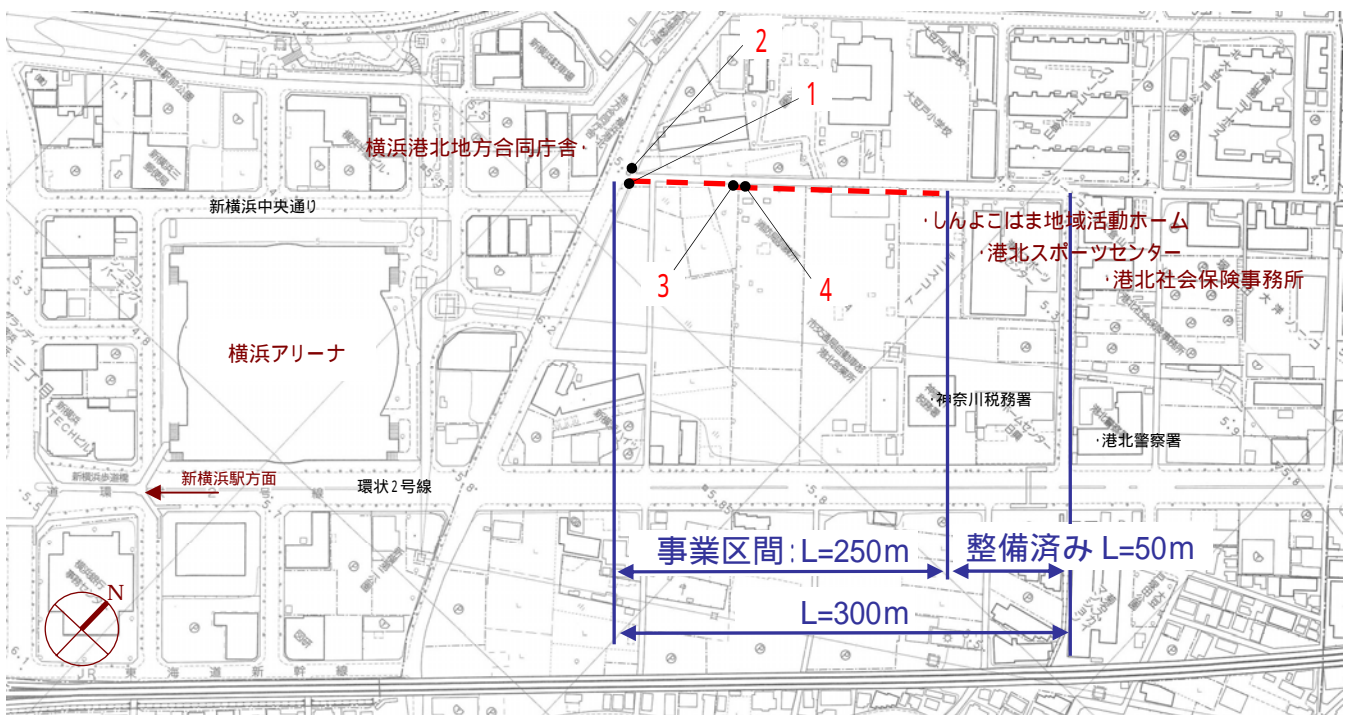
【整備方針】

しんよこはま地域活動ホーム、港北スポーツセンター方面へ至る経路で、有効幅員が確保されおおむね平坦で歩きやすい歩道である。
 そこで、「段差・すりつけ勾配」の改修や「視覚障害者誘導用ブロック」の適切な敷設・改修を実施する。

【事業内容】

整備項目		事業量	箇所番号	備考
歩行空間の確保				
歩道の新設	m	-		
歩道の拡幅	m	-		
道路構造の改修				
全面改修	m	-		
歩道の部分改修	段差・すりつけ勾配の改修	箇所	4	1～4
	横断勾配の改修	箇所	-	
	縦断勾配の改修	箇所	-	
	舗装材の改修	m ²	-	
	排水施設の改修	箇所	-	
視覚障害者誘導用ブロックの敷設・改修				
経路誘導の連続敷設	新設	m	210	図示
	改修	m	-	
交差点等の部分敷設	新設	箇所	-	
	改修	箇所	4	1～4
その他				
案内標識の設置	箇所	1	1	
車止めの改修	箇所	-		

【事業実施に際して配慮すべき重要事項】



1 : 整備箇所
 - - - : 経路誘導の連続設置(新設)

道路特定事業計画書【特定経路】

経路名 横浜アリーナ前（市道菊名第13号線）
 事業区間 環状2号線～新横浜中央通り
 道路延長 180m
 事業予定年度 平成21年度

【整備方針】

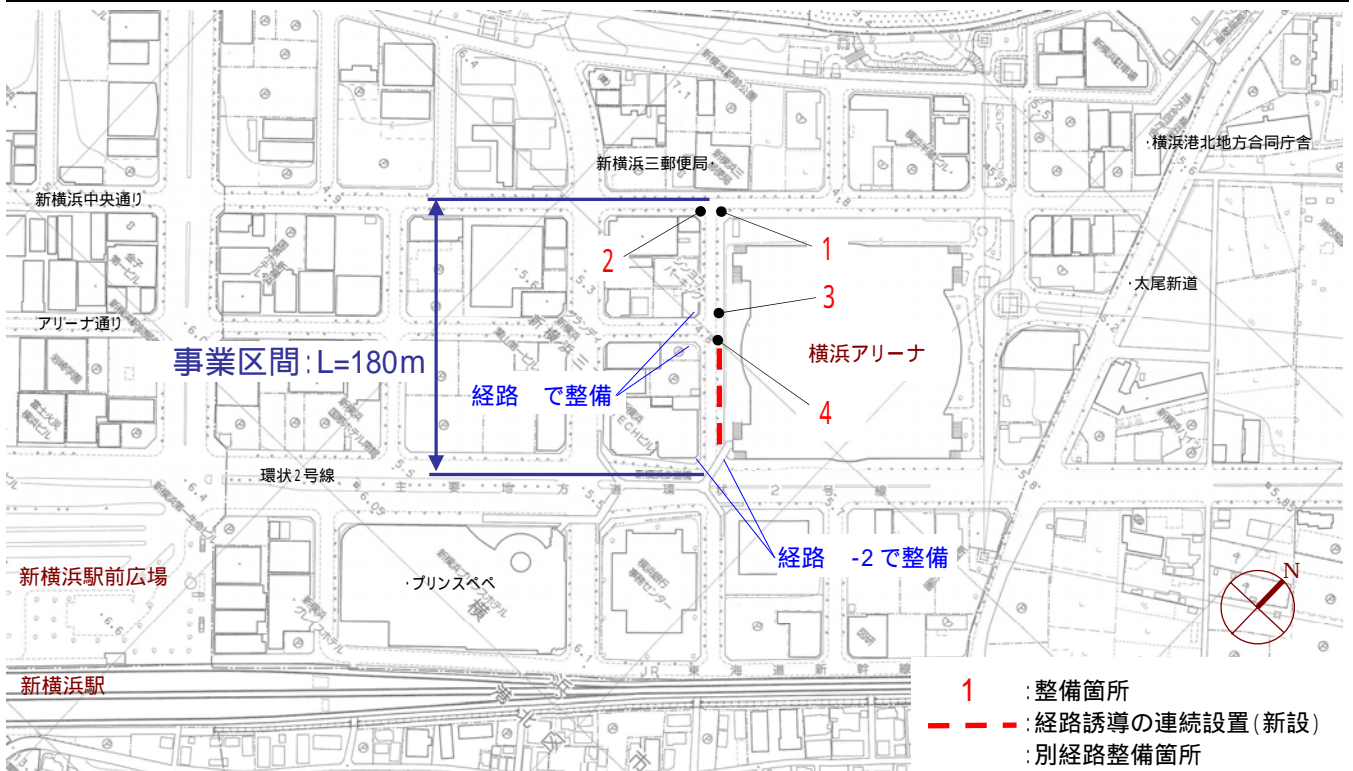
歩道幅員が広くおおむね平坦で歩きやすい経路である。
 そこで、「段差・すりつけ勾配」の改修や「視覚障害者誘導用ブロック」の敷設・改修を実施する。

【事業内容】

整備項目		事業量	箇所番号	備考
歩行空間の確保				
歩道の新設	m	-		
歩道の拡幅	m	-		
道路構造の改修				
全面改修	m	-		
歩道の部分改修	段差・すりつけ勾配の改修	箇所	2	1,2
	横断勾配の改修	箇所	-	
	縦断勾配の改修	箇所	-	
	舗装材の改修	m ²	-	
	排水施設の改修	箇所	-	
視覚障害者誘導用ブロックの敷設・改修				
経路誘導の連続敷設	新設	m	75	図示
	改修	m	-	
交差点等の部分敷設	新設	箇所	-	
	改修	箇所	4	1～4
その他				
案内標識の設置	箇所	-		
車止めの改修	箇所	-		

【事業実施に際して配慮すべき重要事項】

横浜アリーナの協力が必要（敷地内の視覚障害者誘導用ブロックの敷設等）



道路特定事業計画書【特定経路】

経路名 新横浜中央通り（市道菊名第317号線 他）
 事業区間 太尾新道～西ゲート橋前-2
 道路延長 1,240m
 事業予定年度 平成21年度

【整備方針】

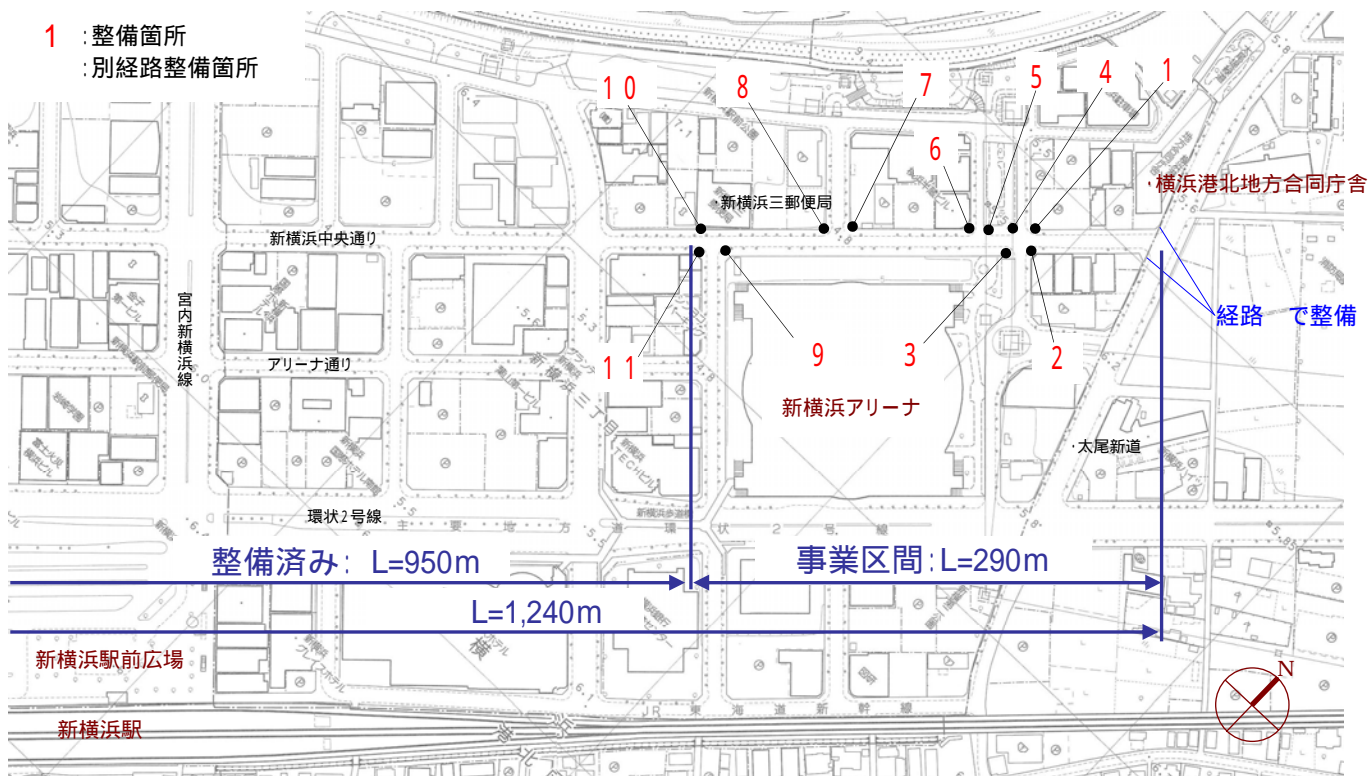
横浜アリーナ前を經由し、横浜港北地方合同庁舎方面へ至るサブルートで、有効幅員が確保されおおむね平坦で歩きやすい歩道である。

そこで、「段差・すりつけ勾配」の改修や「視覚障害者誘導用ブロック」の適切な敷設・改修を実施する。

【事業内容】

整備項目		事業量	箇所番号	備考
歩行空間の確保				
歩道の新設	m	-		
歩道の拡幅	m	-		
道路構造の改修				
全面改修	m	-		
歩道の部分改修	段差・すりつけ勾配の改修	箇所	11	1～11
	横断勾配の改修	箇所	-	
	縦断勾配の改修	箇所	-	
	舗装材の改修	m ²	-	
	排水施設の改修	箇所	-	
視覚障害者誘導用ブロックの敷設・改修				
経路誘導の連続敷設	新設	m	-	
	改修	m	-	
交差点等の部分敷設	新設	箇所	-	
	改修	箇所	11	1～11
その他				
案内標識の設置	箇所	-		
車止めの改修	箇所	11	1～11	

【事業実施に際して配慮すべき重要事項】



道路特定事業計画書【特定経路】

経路名 西ゲート橋前-1 (市道菊名第146号線)
 事業区間 アリーナ通り～新横浜中央通り
 道路延長 80m
 事業予定年度 平成22年

【整備方針】

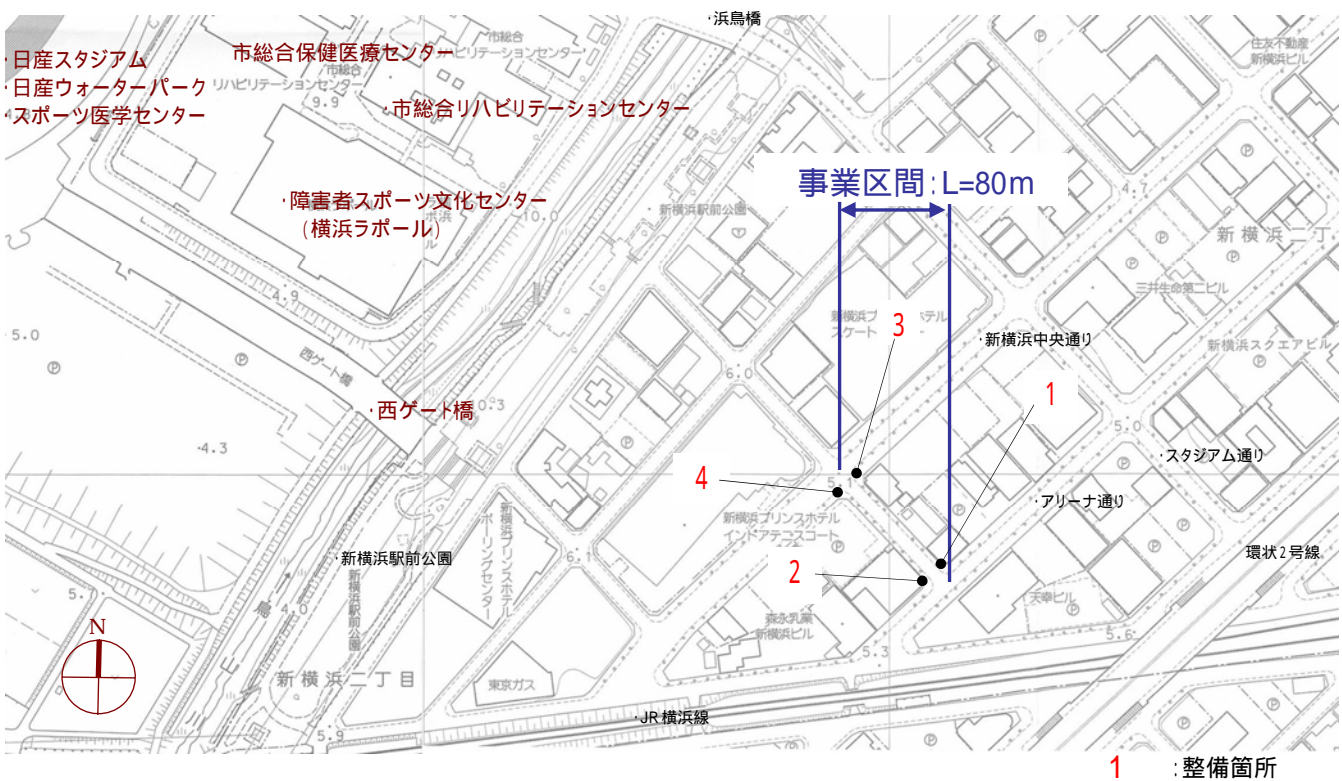
アリーナ通りから西ゲート橋を經由し、日産スタジアム方面へ至るサブルートで、有効幅員(1.5m)が狭い
 がおおむね平坦で歩きやすい歩道である。
 そこで、「段差・すりつけ勾配」の改修や「視覚障害者誘導用ブロック」の適切な敷設・改修を実施する。

【事業内容】

整備項目		事業量	箇所番号	備考
歩行空間の確保				
歩道の新設	m	-		
歩道の拡幅	m	-		
道路構造の改修				
全面改修	m	-		
歩道の 部分改修	段差・すりつけ勾配の改修	箇所	4	1～4
	横断勾配の改修	箇所	-	
	縦断勾配の改修	箇所	-	
	舗装材の改修	m ²	-	
	排水施設の改修	箇所	-	
視覚障害者誘導用ブロックの敷設・改修				
経路誘導の連続敷設	新設	m	-	
	改修	m	-	
交差点等の部分敷設	新設	箇所	-	
	改修	箇所	4	1～4
その他				
案内標識の設置	箇所	-		
車止めの改修	箇所	-		

【事業実施に際して配慮すべき重要事項】

歩道の有効幅員(2m)確保のため、機会を捉えて整備の検討が必要(植栽帯(W=0.8m)の撤去等)



道路特定事業計画書【特定経路】

経路名 西ゲート橋前-2 (市道菊名第147号線 他)
 事業区間 新横浜中央通り～新横浜駅前公園
 道路延長 120m
 事業予定年度 平成22年

【整備方針】

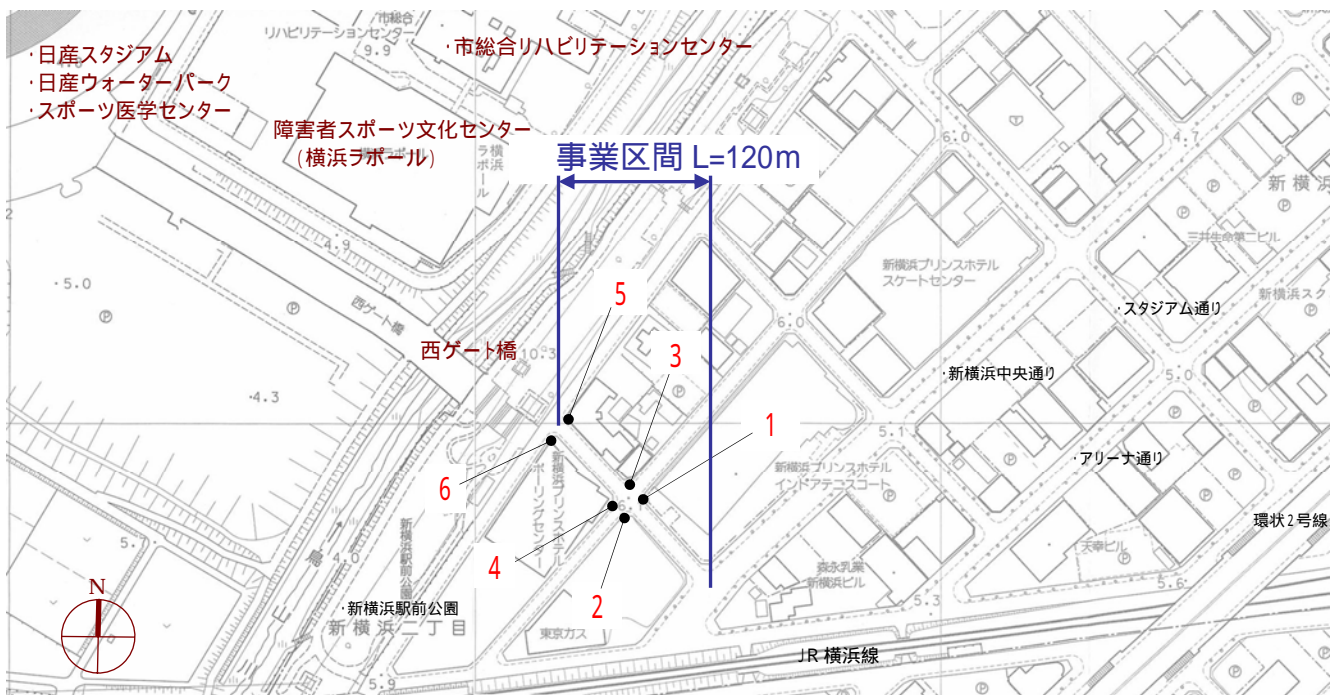
アリーナ通りから西ゲート橋を經由し、日産スタジアム方面へ至るサブルートで、有効幅員(1.5m)が狭い歩道である。
 そこで、「段差・すりつけ勾配」や「車止め」の改修及び「視覚障害者誘導用ブロック」の適切な敷設・改修を実施する。

【事業内容】

整備項目		事業量	箇所番号	備考
歩行空間の確保				
歩道の新設	m	-		
歩道の拡幅	m	-		
道路構造の改修				
全面改修	m	-		
歩道の部分改修	段差・すりつけ勾配の改修	箇所	6	1～6
	横断勾配の改修	箇所	-	
	縦断勾配の改修	箇所	-	
	舗装材の改修	m ²	-	
	排水施設の改修	箇所	-	
視覚障害者誘導用ブロックの敷設・改修				
経路誘導の連続敷設	新設	m	-	
	改修	m	-	
交差点等の部分敷設	新設	箇所	-	
	改修	箇所	6	1～6
その他				
案内標識の設置	箇所	-		
車止めの改修	箇所	6	1～6	

【事業実施に際して配慮すべき重要事項】

歩道の有効幅員確保(2m)のため、民間事業者の協力が必要(壁面後退等)
 機会を捉えて整備の検討が必要



1 整備箇所

(3) その他の取組み内容

「道路特定事業」により、バリアフリー化を図る対象経路が有効に活用されるためには、沿道をはじめとする市民の皆様の協力が不可欠です。

道路管理者として取組む内容について、次のとおり示します。

市広報誌やホームページ等を活用して、バリアフリー化の事業実施状況や取組みについて情報提供を行います。

移動の妨げとなる道路の有効幅員を狭める不法占用物件や違法駐輪等については、沿道の皆様の協力や自転車利用者等のマナーが大切であり、今後とも指導、撤去、自転車駐車場利用促進の呼びかけ等を行います。

放置自転車対策として、行政、市民や鉄道事業者等の役割分担等を示した「横浜市自転車等対策事業指針」を策定し、推進します。

7. 道路特定事業計画の推進にあたって

「交通バリアフリー法」に基づき進める道路整備は、平成22年までに重点的・一体的にバリアフリー化を図るため、一人一人がお互いを理解するとともに、すべての人が安全で快適に移動できる歩行者空間ネットワークの形成を目指しますので、皆様のご協力をお願いします。

横浜市
新横浜駅周辺地区道路特定事業計画

平成18年9月
横浜市道路局施設課

横浜市中区港町1 - 1
電話：045-671-2731
FAX：045-651-6527